

## 長寿医療制度・国民健康保険の保険料の 年金からのお支払いのお知らせです

### 《長寿医療制度(後期高齢者医療制度)》

○ 1人当たり定額の保険料が7割軽減されていた方で、8月まで年金からお支払い頂いた方は、10月以降、年金からのお支払いはありません。納付書等によりお支払い頂いている方の保険料も、同程度軽減されます。

○ 保険料は、お支払いの手間をおかけしないよう、原則として年金からお支払い頂くこととしています。

次の方は、10月から、年金からのお支払いに替わります。

#### ① 被用者保険の被保険者であった方

(納付書等によるお支払いから、年金からのお支払いに替わります。)

#### ② 被用者保険の被扶養者であった方

(初めて保険料をご負担いただくため、4月から9月までは保険料の負担がありませんでした。10月から、本来の保険料額の9割は軽減され、1割のご負担となります。)

※ ただし、次のいずれかに該当する方は、年金からのお支払いではなく、納付書等でお支払い頂くこととなります。

- ① 年金額が年額18万円(月額1万5千円)未満の方
- ② 介護保険の保険料と長寿医療制度の保険料の合計額が、年金額の1/2を超える方

### 長寿医療制度・国民健康保険の保険料の 年金からのお支払いは、多くの場合、 口座振替へ切り替えることができます。

- まだ手続きがお済みでない方は、国民健康保険課で手続きいただければ、口座振替に切り替えできます。  
なお、お支払方法の変更には、手続きに日数を要しますので、あらかじめご了承ください。
- 世帯主又は配偶者名義の口座からの振替にすることにより、世帯としての所得税・住民税の負担が軽減される場合があります。

くわしくは、下記へお問い合わせください。

[お問い合わせ] 国民健康保険課 後期高齢者保険係 (電話/078-918-5165)  
国民健康保険課 収納係 (電話/078-918-5023)